

函館市砂利採取を目的とした農地の一時転用に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内の農地および採草放牧地（以下「農地」という。）において行われる砂利採取のため農地を一時転用する行為に関し、関係法令等に定めるもののほか、必要な手続き、基準等を定め、農地の保全および復元を確保することを目的とする。

(事前協議)

第2条 砂利採取のため農地法（昭和27年法律第229号）（以下「法」という。）第4条第1項、または第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その許可に係る申請書を農業委員会に提出する前に、その申請書に添付する砂利採取計画について、農業委員会と協議しなければならない。

2 申請者は、一時転用しようとする農地の周辺の土地、作物、家畜、農業用施設および地域住民の生活権等に及ぼす被害防除の対策等を講じ、かつ、当該農地の外縁から半径200メートルの範囲内の農地所有者および住民から同意書を得るよう努めるものとする。

(営農計画書)

第3条 申請者は、農地復元の日以降3年間の営農計画書（別記様式1）を法の許可に係る申請書に添付するものとする。

(土地所有者の責務)

第4条 砂利採取のため一時転用の許可を受けた農地の所有者（以下「土地所有者」という。）は、申請の際に添付した砂利採取計画のとおり、事業が実施されるよう十分に監視して災害の防止に努めるほか、事業が完了した後も当該復元農地の健全かつ良好な農業環境の確保に努めなければならない。

(農地復元の基準)

第5条 法第4条第1項、または第5条第1項の許可を受けた採取事業者（以下「採取事業者」という。）が、関係法令等に基づき農地を復元する場合の表土厚は、原則60センチメートル以上とし、その下層

に当該掘削した砂利を最低 50 センチメートル以上埋め戻しをしなければならない。ただし、地盤や傾斜など土地形状により、表土厚が部分的に 40 センチメートル以上 60 センチメートル未満となる箇所を含むことを妨げない。

- 2 採取事業者は、土地所有者から農地復元後の営農計画に関連し、前項以外に必要な事項について、協議の申し入れがあった場合、これに応じなければならない。

(事業進捗状況報告)

第 6 条 採取事業者は、農地の一時転用許可を受けた期間内に砂利採取に係る事業が完了するよう努め、当該期間の満了日の 2 ヶ月前までに、事業計画進捗状況報告書(別記様式 2)を農業委員会会長に提出するものとする。

- 2 前項の報告書が提出されたときは、地区担当農業委員 3 名が現地調査を実施するものとする。
- 3 採取事業者は、前項の規定による調査を正当な理由なくして拒むことができない。

(事業完了届に基づく復元確認)

第 7 条 採取事業者は、その許可に係る事業計画が完了した後、速やかに事業完了届を正副 2 部ずつ、農業委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の届出が提出されたときは、地区担当農業委員 3 名が現地を確認するものとする。
- 3 前項に規定する確認は、採取事業者、土地所有者、地区担当農業委員の立ち会いにより一時転用した農地等の土地について地区担当農業委員が指定した箇所を 1.1 メートル以上掘削することにより行うものとする。
- 4 地区担当農業委員は、第 2 項による現地の確認により、第 5 条第 1 項に規定する農地の復元基準に適合していないと認めるときは、採取事業者が責任をもって復元するよう現地で指示しなければならない。
- 5 前項による指示を受けた採取事業者は、速やかに第 5 条第 1 項に規定する農地に復元し、改めて事業完了届を提出しなければならない。

6 前項の報告がされた場合の現地の確認は、第2項および第3項の規定を準用するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか砂利採取を目的とした農地の一時転用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。